# 人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する 研究会 報告書骨子(案)

# 【まえがき】

〇 研究会の設置目的等

#### 【本編】

- 1 公営企業の現状とこれまでの取組
  - (1) 公営企業を取り巻く環境の変化
  - (2) 公営企業の経営改革に向けたこれまでの取組
    - ① 経営戦略の策定
    - ② 抜本的な改革等の推進
    - ③ 公営企業会計の適用推進

# 2 制度のあり方の検討に当たっての基本的な視点

- ・ 公営企業の実態や経営環境の変化を踏まえた公営企業の概念・範囲の整理に加 えて、地方公営企業法(財務規定)の具体的な適用範囲のあり方の整理が必要。
- ・ 将来にわたり持続可能な経営を確保するため、経営規律の基軸のあり方や経営 成績の客観的な評価をより適切に行うことができる方策の検討が必要ではない か。
- ・ 広域的な連携や都道府県等による補完を推進することなどにより、小規模団体 の取組を支援するべきでないか。

# 3 公営企業会計適用の更なる推進について

- (1) 公営企業会計の適用に係る取組状況
- (2) 更なる適用の拡大に向けた検討のあり方について
  - ・ 公営企業会計の適用の意義を踏まえれば、重点事業以外の事業についても適用 を推進していくことが重要。
  - ・ その場合には、事業継続の見通しなど、各公営企業の実情や費用対効果を総合 的に勘案し、適用を推進すべき範囲について検討する必要があるのではないか。

# 4 経営規律のあり方と経営成績の客観的な評価について

#### (1) これまでの取組(経営戦略の策定・改定の状況など)について

#### (2) 経営規律のあり方について

- ・ 経営規律の基軸となるのは、各公営企業が策定している経営戦略と考えるべき ではないか。
- ・ 経営戦略に記述する「経営の基本方針」の充実を図るとともに、経営戦略の策 定・改定の際に、議会等に明らかにすることにより、議会や住民も含めて公営企 業にかかる課題の共有を図っていくことが重要ではないか。
- ・ あわせて、議会に報告する決算書類においても「経営の基本方針」を記載する こととしてはどうか。

## (3) 議会や住民への適切な情報提供のあり方について

- ・ 経営戦略の改定に当たって料金回収率・経費回収率の見込みや原価計算の内訳 などを詳細に記載するなどにより、料金改定の検討に資することが考えられる。
- · 決算の議会での認定の際、経営の実態や将来見通しについてのより分かりやすい説明に資するよう、決算書類に「経営比較分析表」で用いている経営評価の指標を記載してはどうか。

# (4) 更新投資に向けた財源確保に資する方策の検討について

- ・ 将来の更新投資に備え、資産維持費を適切に見込むよう促すため、料金改定に 当たり経営戦略に資産維持費を含む原価計算の内訳を記載することとしてはどう か。
- ・ 毎年度の利益剰余金について将来の更新投資に必要なものとして積立てを行う 旨、経営戦略に明示するとともに適切な履行を促すこととしてはどうか。

# 5 持続的な経営を支える人的資源の活用について

- (1) 各公営企業の職員数の現状
- (2) 都道府県による支援に係る取組
- (3) 広域化等の推進
- (4) 第三セクター等の活用による人的サポートの取組
- (5) 市町村等への更なる人的支援の方策について
  - ・ 事務の共同処理等による自治体間の連携方策などについて、各団体の優良事例 の周知などにより横展開を図っていくことが必要。
  - ・ 公営企業の経営・財務マネジメントを強化し、経営の質の向上を図るため、令和3年度より公営企業の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業が創設されたところであり、今後、積極的な活用が期待される。

### 6 今後の更なる検討課題について

- (1) 経営戦略の法的な位置づけ
- (2) 地方公営企業法の当然適用となる事業及び地方財政法6条事業に係る整理
- (3) 決算統計の対象事業や公営企業債が発行可能な事業に係る整理
- (4) 公営企業の「健全化」指標のあり方